

令和8年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その6)

区 分	件 名	概 要																						
<p>◎予算 総務部</p> <p>(1件)</p>	<p>【議案第 79 号】令和8年度三重県一般会計補正予算(第2号)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>1 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案 13件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>そ の 他 議 案</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>諮 問</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>9 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>1 件</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24 件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(中東情勢の変化に伴う影響が懸念される中小企業・小規模企業、農水産業者、交通・貨物事業者等に対する支援を実施するとともに、国のN-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想が示されたことに伴い、高等学校教育改革を先導する拠点校の取組を進めるための補正予算。約3億円)</p>	予 算	1 件	}	議案 13件	条 例 案	9 件	そ の 他 議 案	3 件	諮 問	1 件	認 定	1 件	報 告	9 件	提 出	1 件			計	24 件		
予 算	1 件	}	議案 13件																					
条 例 案	9 件																							
そ の 他 議 案	3 件																							
諮 問	1 件																							
認 定	1 件																							
報 告	9 件																							
提 出	1 件																							
計	24 件																							
<p>◎条例案 子ども・福祉部</p> <p>(9件)</p>	<p>【議案第 80 号】 学校設置者等及び民間教育 保育等事業者による児童対 象性暴力等の防止等のため の措置に関する法律の施行 に伴う関係条例の整備に関 する条例案</p>	<p>学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に鑑み、関係条例の規定を整備するものである。 (令和8年12月25日から施行)</p> <p>(主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次に掲げる条例において、児童対象性暴力等の防止についての規定を加える。 <ol style="list-style-type: none"> ① 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件等に関する条例 ② 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 ③ 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ④ 三重県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ⑤ 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例 																						
<p>総務部</p>	<p>【議案第 81 号】 三重県行政機関設置条例の 一部を改正する条例案</p>	<p>自動車取得税の更正、決定等を行うことができる期間が経過することに伴い、行政機関の設置に係る規定を整理するものである。 (令和8年10月1日から施行)</p> <p>(改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税事務所が行う事務から自動車取得税の賦課、徴収等に関する事務を削る。 																						

区 分	件 名	概 要
総務部	【議案第 82 号】 職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例案	一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に鑑み、通勤手当に関する規定を整備するものである。 (令和8年10月1日から施行)
総務部	【議案第 83 号】 三重県地方活力向上地域に おける県税の特例措置に関 する条例の一部を改正する 条例案	地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備するものである。 (公布の日から施行) (改正内容) (1) 地方活力向上地域内において施設を新設し、又は増設した者に対して行う事業税、不動産取得税及び県固定資産税の特例措置について、対象となる整備計画の認定の期限を、令和10年3月31日まで延長する。 (2) その他規定を整理する。
子ども・福祉部	【議案第 84 号】 幼保連携型認定こども園の学 級の編制、職員、設備及び運 営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例案	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、幼保連携型認定こども園における1学級の園児の数及び職員の配置基準に関する規定の整備を行うものである。 (公布の日から施行) (改正内容) (1) 1学級の園児の数を原則30人(現行:35人)以下とする。 (2) 幼保連携型認定こども園に置く職員に「主務保育教諭」及び「主務養護教諭」を加える。
子ども・福祉部	【議案第 85 号】 幼保連携型認定こども園以外 の認定こども園の認定要件等 に関する条例等の一部を改 正する条例案	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に鑑み、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における1学級の子どもの数及び職員の配置基準に関する規定等の整備を行うものである。 (公布の日から施行) (改正内容) (1) 1学級の子どもの数を30人(現行:35人)以下とする。 (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者について、1人に限って「特定理学療法士等」をもって代えることができることとする。 (3) その他規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
教育委員会	【議案第 86 号】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に鑑み、通勤手当に関する規定を整備するものである。 (令和8年10月1日から施行)
教育委員会	【議案第 87 号】 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案	高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴い、授業料の納付時期の規定を整理するものである。 (公布の日から施行) (主な改正内容) ・ 就学支援金の支払の一時差止めに係る規定を削る。
防災対策部	【議案第 88 号】 三重県防災対策推進条例の一部を改正する条例案	気象業務法等の一部改正等に鑑み、災害発生時等における避難の規定等を整備するものである。 (公布の日から施行) (改正内容) (1) 県民が危険な場所から安全な場所に直ちに避難しなければならない場合に洪水特別警報が発表された場合を加える。 (2) その他規定を整備する。

区 分	件 名	概 要
◎その他議案 (3件) 警察本部	【議案第 89 号】 工事請負契約の変更について	三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事 ○施工場所 津市栄町一丁目100番地ほか ○契約金額 変更前 1,509,634,621円 変更後 1,545,724,224円 ○契約方法 随意契約 ○請負者住所氏名 津市大倉19番1号 日本土建・堀崎・三重農林特定建設 工事共同企業体 代表者 日本土建株式会社 代表取締役社長 田村 頼一 ○工事内容 建築工事 科学捜査研究所棟 RC造 5階建 延べ面積2,604.15㎡(新築) 渡り廊下 アルミ造 平屋建 建築面積12.37㎡(新築) 上記に係る建築工事一式

区 分	件 名	概 要
総務部	【議案第 90 号】 財産の取得について	<p>令和8年度職員一人一台パソコン等の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 金額 341,275,000円 ○ 契約相手方 株式会社松阪電子計算センター 松阪市石津町字地蔵裏353番地1 代表取締役 瀬野 喜久
総務部	【議案第 91 号】 議会の議員その他非常勤の 職員の公務災害補償等に関 する事務の受託をするための 協議について	<p>地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、三重県とい なべ市菰野町清掃事務組合との間における議会の議員その他 非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託す るため、協議するものである。 (事務受託をする団体) いなべ市菰野町清掃事務組合</p>

区 分	件 名	概 要
◎諮問 (1件) 総務部	【諮問第 1 号】 諮問について	三重県教育委員会が行った一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に対する地方自治法第206条第1項の規定による審査請求について、同条第2項の規定により諮問する。

区 分	件 名	概 要
<p>◎報告 (9件) 教育委員会</p> <p>教育委員会</p>	<p>【報告第 7 号】 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について)</p> <p>【報告第 8 号】 専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)</p>	<p>三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)を行った。</p> <p>令和7年9月11日津市桜橋地内の駐車場において発生した教育総務課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 345,400円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和7年7月24日松阪市乙部町地内の市道において発生した交通機動隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 128,800円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和7年9月4日松阪市大津町地内の駐車場において発生した松阪警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 101,640円
	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和7年10月6日津市栗真中山町地内の駐車場において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 47,670円

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	<p>令和7年10月15日津市高茶屋三丁目地内の県道において発生した四日市南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 754,085円</p> <p>令和7年10月17日津市久居西鷹跡町地内の駐車場において発生した津南警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 18,150円</p> <p>令和7年11月18日津市高茶屋小森町地内の駐車場において発生した自動車警ら隊に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 483,007円</p>

区 分	件 名	概 要
警察本部 つづき	専決処分の報告について (自動車事故による損害賠償 について)	令和8年1月23日尾鷲市朝日町地内の駐車場において発生し た尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害 賠償の額について和解した。 損害賠償額 116,600円

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【報告第 9 号】 専決処分の報告について (県管理道路における県の管理 瑕疵による損害賠償につ いて)</p> <p>専決処分の報告について (県管理道路における県の管 理瑕疵による損害賠償につ いて)</p>	<p>令和7年10月5日松阪市嬉野島田町地内の県道白山小津線 において、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠 償の額について和解した。 損害賠償額 109,098円</p> <p>令和7年11月1日伊賀市霧生地内の県道松阪青山線におい て、道路管理瑕疵に起因して発生した事故に係る損害賠償の額 について和解した。 損害賠償額 8,365円</p>

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p>	<p>【報告第 10 号】 議会の議決すべき事件以外の 契約等について</p>	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 北勢沿岸流域下水道(南部処理区)南部浄化センター第2期事業汚泥処理機械設備工事</p> <p>【履行場所】 四日市市楠町北五味塚 地内</p> <p>【契約金額】 1,156,155,000円</p> <p>【契約方法】 一般競争入札</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 愛知県名古屋市区名駅二丁目27番8号 メタウォーター株式会社 営業本部中日本営業部 部長 桑田 貴史</p> <p>【契約締結の年月日】 令和8年2月25日</p> <p>【契約期間】 令和8年2月25日から 令和10年3月15日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	議会の議決すべき事件以外の契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 長島導水ポンプ所建築工事 【履行場所】 桑名市長島町西外面地内 【契約金額】 変更前 1,995,272,400円 変更後 2,096,860,700円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市中浜田町1番10号 生川・日進・ナルックス特定建設工事 共同企業体 代表者 生川建設株式会社 代表取締役 生川 正洋</p> <p>【変更契約締結の年月日】 令和8年3月11日</p> <p>【契約期間】 令和6年10月8日から 令和9年2月24日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	議会の議決すべき事件以外の 契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 長島導水ポンプ所建築工事 【履行場所】 桑名市長島町西外面地内 【契約金額】 変更前 2,096,860,700円 変更後 2,100,489,600円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 四日市市中浜田町1番10号 生川・日進・ナルックス特定建設工事 共同企業体 代表者 生川建設株式会社 代表取締役 生川 正洋</p> <p>【変更契約締結の年月日】 令和8年4月1日</p> <p>【契約期間】 令和6年10月8日から 令和9年5月31日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	議会の議決すべき事件以外の 契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 内径900耗導水管布設工事 (長島町第4工区)</p> <p>【履行場所】 桑名市長島町千倉地内</p> <p>【契約金額】 変更前 525,633,900円 変更後 524,540,500円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 桑名市長島町松蔭110番地 天元・岡特定建設工事共同企業体 代表者 天元工業株式会社 代表取締役 加藤 航</p> <p>【変更契約締結の年月日】 令和8年3月16日</p> <p>【契約期間】 令和7年3月17日から 令和9年3月10日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	議会の議決すべき事件以外の 契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 内径1200耗配水管推進工事(四期・霞)</p> <p>【履行場所】 四日市市羽津甲地内 ～四日市市霞1丁目地内</p> <p>【契約金額】 変更前 1,496,199,100円 変更後 1,523,285,500円</p> <p>【契約方法】 随意契約</p> <p>【契約の相手方の住所及び氏名】 伊勢市浦口4丁目1番11号 山野・中村・朝日特定建設工事共同企業 体 代表者 株式会社 山野建設 代表取締役 山野 浩</p> <p>【変更契約締結の年月日】 令和8年3月17日</p> <p>【契約期間】 令和7年2月21日から 令和9年1月21日まで</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁 つづき	議会の議決すべき事件以外の 契約等について	<p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約の変更</p> <p>【契約名称】 野代導水ポンプ所特別高圧設備取替工事 【履行場所】 桑名市多度町下野地地内ほか 【契約金額】 変更前 1,124,200,000円 変更後 1,125,086,600円 【契約方法】 随意契約 【契約の相手方の住所及び氏名】 東京都中央区東日本橋3丁目3番11号 昱株式会社 代表取締役 中川 崇</p> <p>【変更契約締結の年月日】 令和8年3月18日</p> <p>【契約期間】 令和7年10月16日から 令和11年2月26日まで</p>

区 分	件 名	概 要
総務部	<p>【報告第 11 号】 令和7年度三重県一般会計 繰越明許費繰越計算書</p>	<p>地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づくもの。</p>
総務部	<p>【報告第 12 号】 令和7年度三重県一般会計 事故繰越し繰越計算書</p>	<p>地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づくもの。</p>

区 分	件 名	概 要
企業庁	【報告第 13 号】 令和7年度三重県水道事業 会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。
企業庁	【報告第 14 号】 令和7年度三重県工業用水 道事業会計予算繰越計算書	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。

区 分	件 名	概 要
<p>県土整備部</p> <p>◎提出</p>	<p>【報告第 15 号】 令和7年度三重県流域下水道事業会計予算繰越計算書</p> <p>(1件) 県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書</p> <p style="text-align: center;"><参考></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>○法人名 三重県土地開発公社、(公財)三重県下水道公社、(公財)三重県動物管理事務所、 (公財)三重県文化振興事業団、(公財)三重県国際交流財団、 (公社)みえ林業総合支援機構、(公財)三重県水産振興事業団、 (公財)暴力追放三重県民センター</p> </div>	<p>地方公営企業法第26条第3項の規定に基づくもの。</p> <p>地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の5の規定により、三重県土地開発公社など8法人の経営状況を説明する書類を提出するものである。</p>